

2006. 10

「日本学術振興会事業における プログラムオフィサー制度の果たす役割等について」

- 科学研究費補助金を中心とした審査・評価システムの構築 -

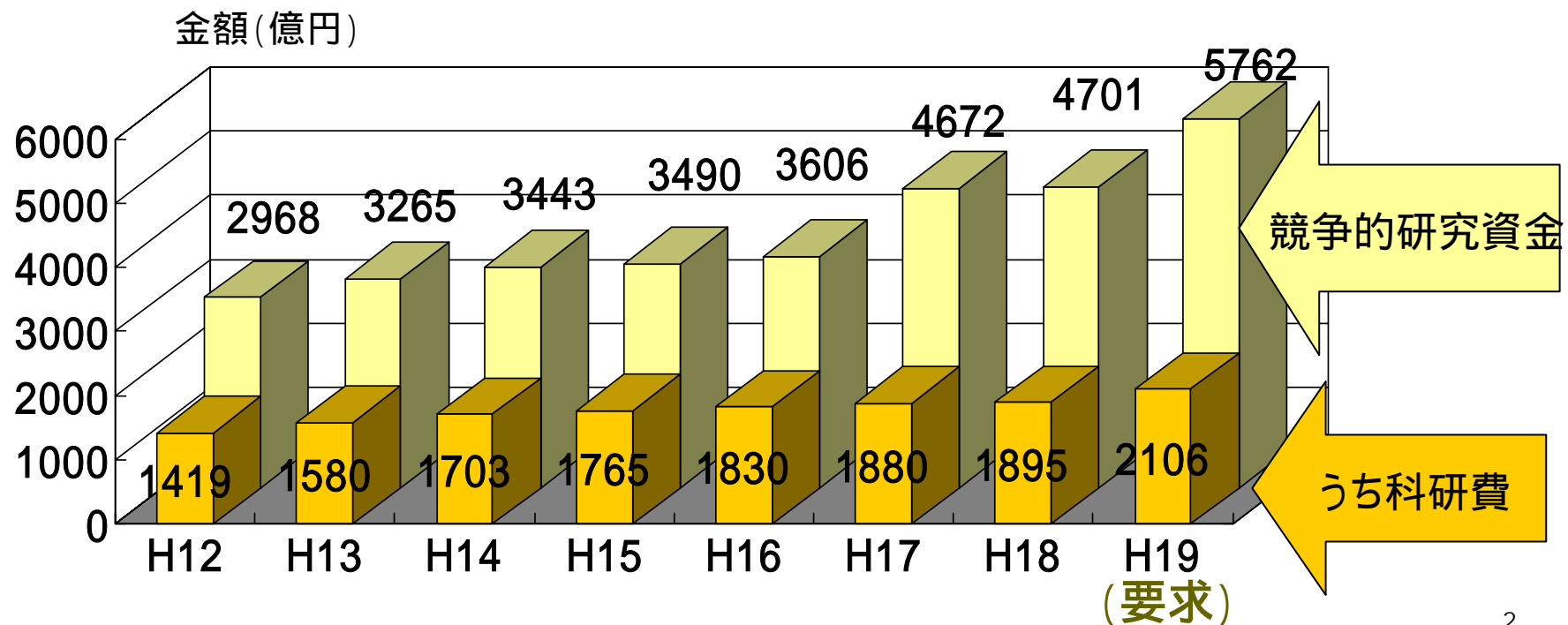
平成18年(2006年)

独立行政法人日本学術振興会
学術システム研究センター

競争的研究資金の拡充

第2期科学技術基本計画(平成13～17年度)競争的資金の倍増を目指す。

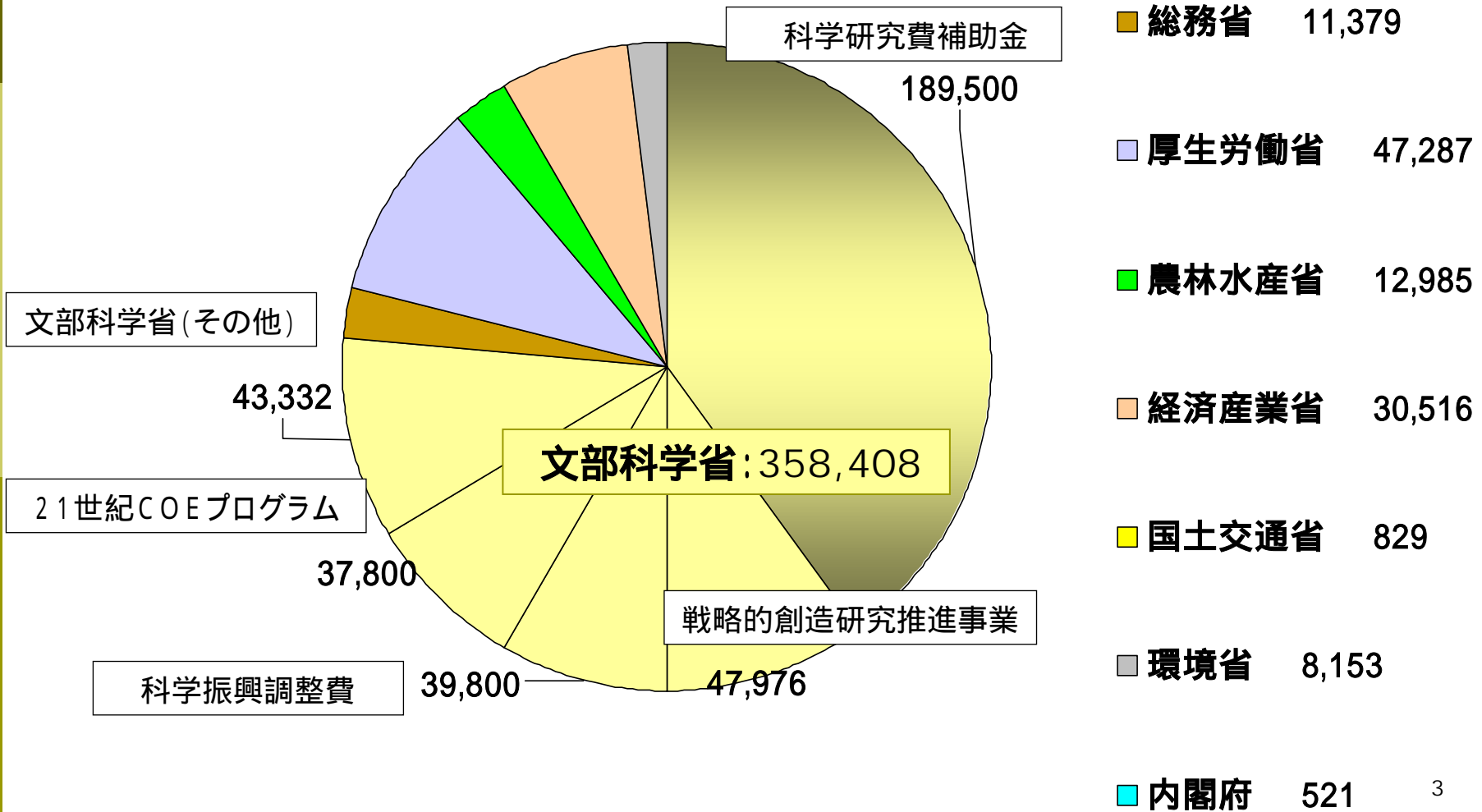
第3期科学技術基本計画(平成18～22年度)競争的資金は、引き続き拡充を目指す。



府省別競争的研究資金 平成18年度予算額

予算総額: 470,078

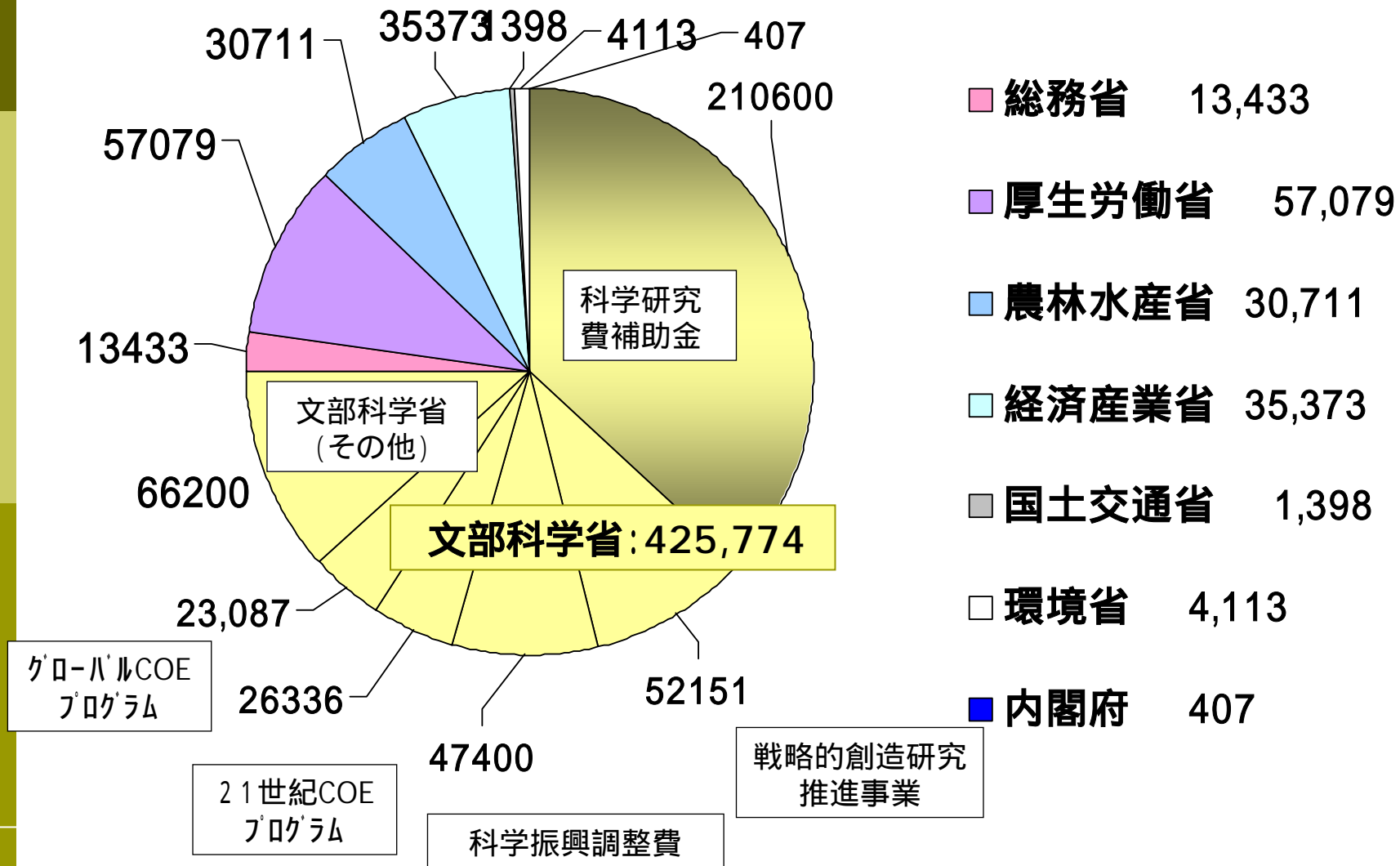
(金額: 百万円)



府省別競争的研究資金 平成19年度概算要求額

概算要求総額:576,194

(単位:百万円)



科研費の拡充と改革

平成19年度概算要求: 210,600百万円
(うち学術振興会分: 134,192百万円)

研究者の自由な発想に基づく学術研究を幅広く推進

- 科学技術基本計画(閣議決定)
競争的資金の拡充
間接経費30%の早期実現
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針
2006(閣議決定)
競争的資金の拡充
- 経済成長戦略大綱(経済財政諮問会議)
若手研究者への支援
- 平成19年度の科学技術に関する予算等の
資源配分の方針(総合科学技術会議)
若手研究者支援、間接経費の充実
イノベーションの源の潤沢化

- 研究費の有効活用
補助金の不正使用の防止
研究活動の不正行為の防止
研究費配分における無駄の排除
- 科研費の弾力的使用

科研費の拡充と改革

- 間接経費の拡充
 - 若手研究者育成・支援の充実
若手研究(S)の新設 等
 - 審査・評価体制の充実
 - 独創的・先駆的な研究の重点的推進
 - 日本学術振興会への更なる移管
- 不正使用等への対応
 - 機関管理の体制強化
ルールの徹底 等
 - 電子システム化の推進
 - 年度間繰越の活用促進

プログラムオフィサー制度の整備

- 第2期科学技術基本計画(平成13～17年度)
競争的研究資金の制度改革を行う。
平成14年6月19日総合科学技術会議意見
研究経歴のある者「プログラムオフィサー」が課題の
選定、評価、フォローアップ等を行い、「プログラム
ディレクター」が統括する体制を競争的資金配分機
関に整備。
- 第3期科学技術基本計画(平成18～22年度)
引き続き制度改革を行う(配分機関の機能強化等)。

日本学術振興会のプログラムオフィサー制度

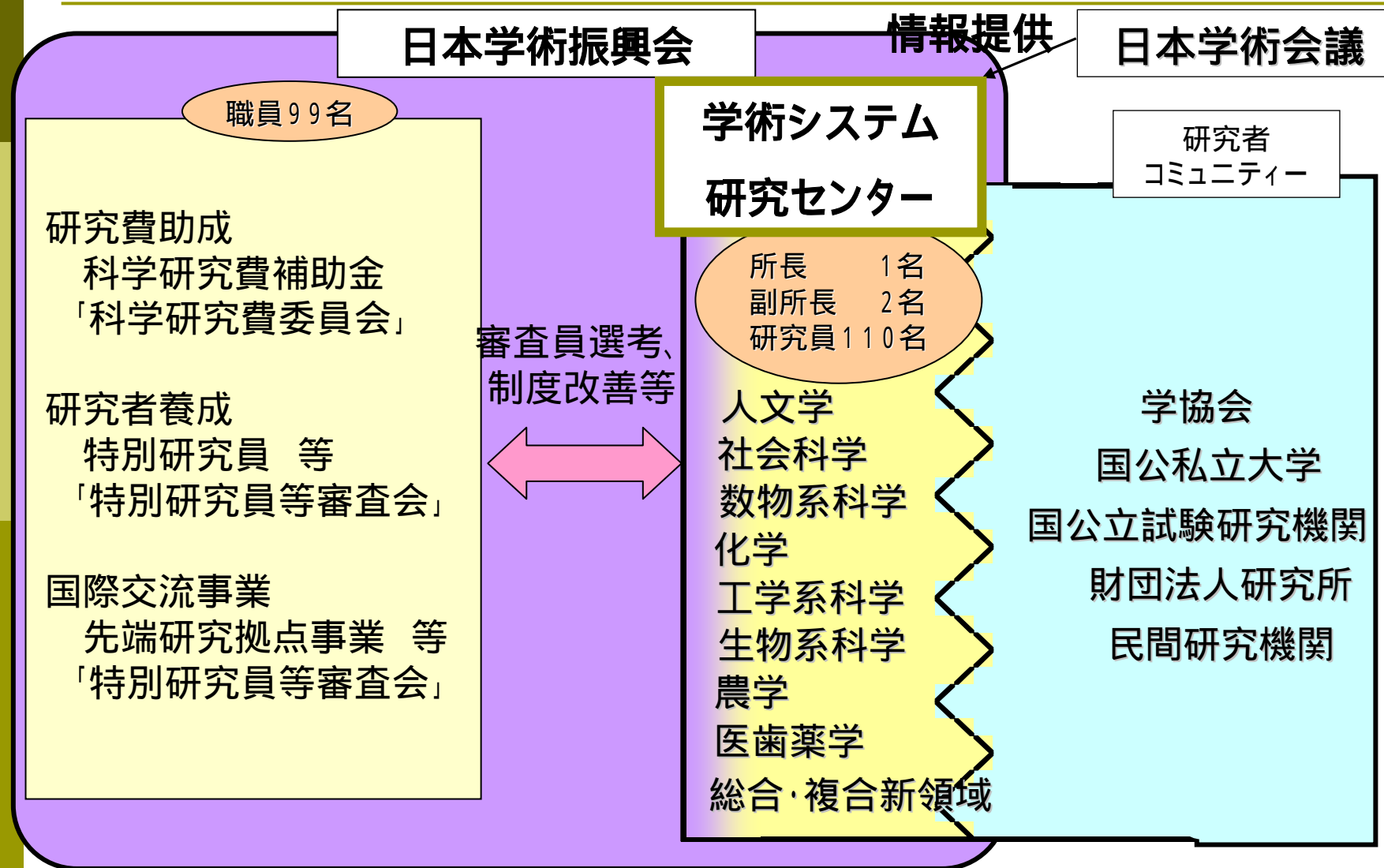
- 日本学術振興会のプログラムオフィサー制度として、学術システム研究センターを、平成15年7月に設置。
- 第一線の研究者が、学術的見地から業務等に参画。

拡充の経緯

(人)

| | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所長・副所長 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 主任研究員 | 8 | 16 | 16 | 17 |
| 専門研究員 | 40 | 86 | 86 | 93 |
| 合計 | 50 | 105 | 105 | 113 |

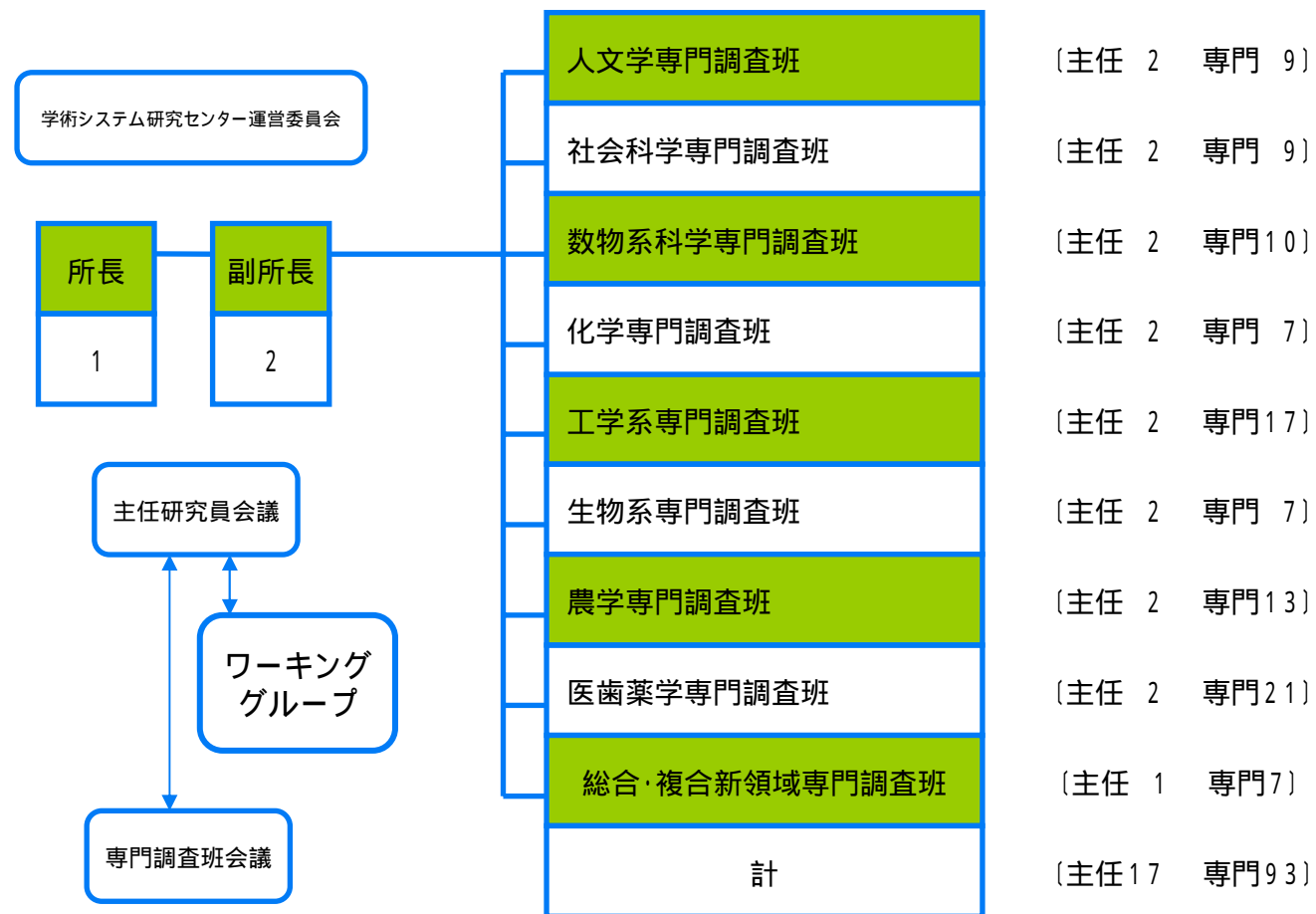
学術システム研究センター ～ 研究者コミュニティとの橋渡し



学術システム研究センター業務

- 日本学術振興会事業の審査・評価に関する業務に従事
- 日本学術振興会事業に対する提案・助言
- 学術振興方策に関する調査・研究
- 学術研究動向に関する調査・研究

学術システム研究センター組織図



学術システム研究センターの業務運営 ～ 各種会議の果たす役割

・主任研究員会議(原則月2回開催)

- ・所長、副所長、主任研究員及び日本学術振興会事務が会し、討議
- ・学術的見地及び各専門調査班での議論に基づき、振興会業務における種々の課題について討議
- ・振興会各種事業に対する提案・助言
- ・審査、評価に関する諸業務について、具体的な手順の策定

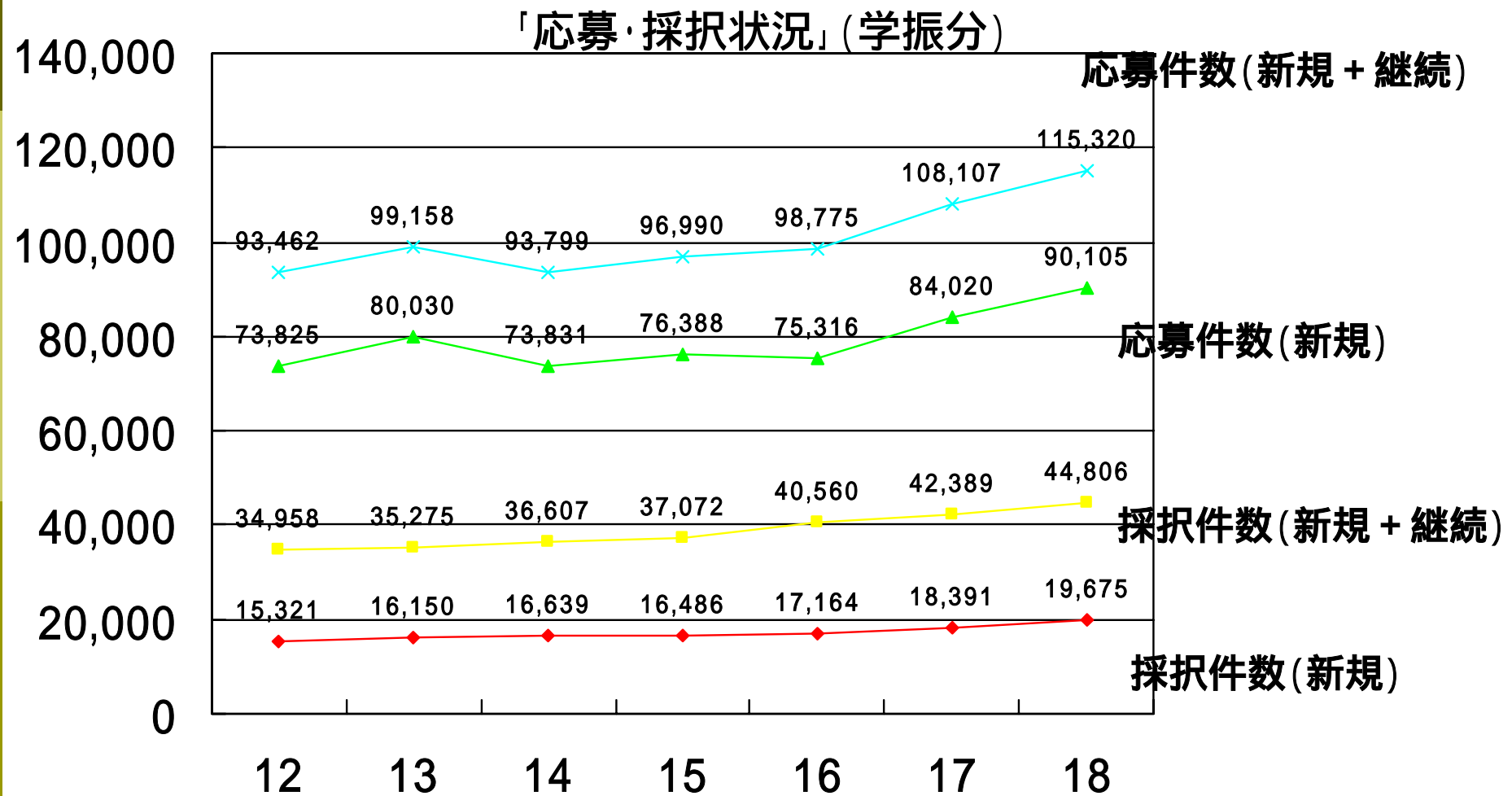
・ワーキンググループ

- ・常勤的主任研究員が中心となって開催
- ・重要でかつ継続的に審議が必要な課題に対し議論
- ・課題に対する意見を取りまとめ提言

・専門調査班会議(原則月1回開催)

- ・専門分野の同じ主任研究員及び専門研究員が会し討議
- ・研究者のニーズや専門的な視点を振興会事業の実施等に反映させ、より適切な業務運営の実現を図るため、討議
- ・主任研究員会議での議論に基づき、審査、評価に関する諸業務について、具体的な手順の策定

科研費の膨大な応募件数(新規約9万件)

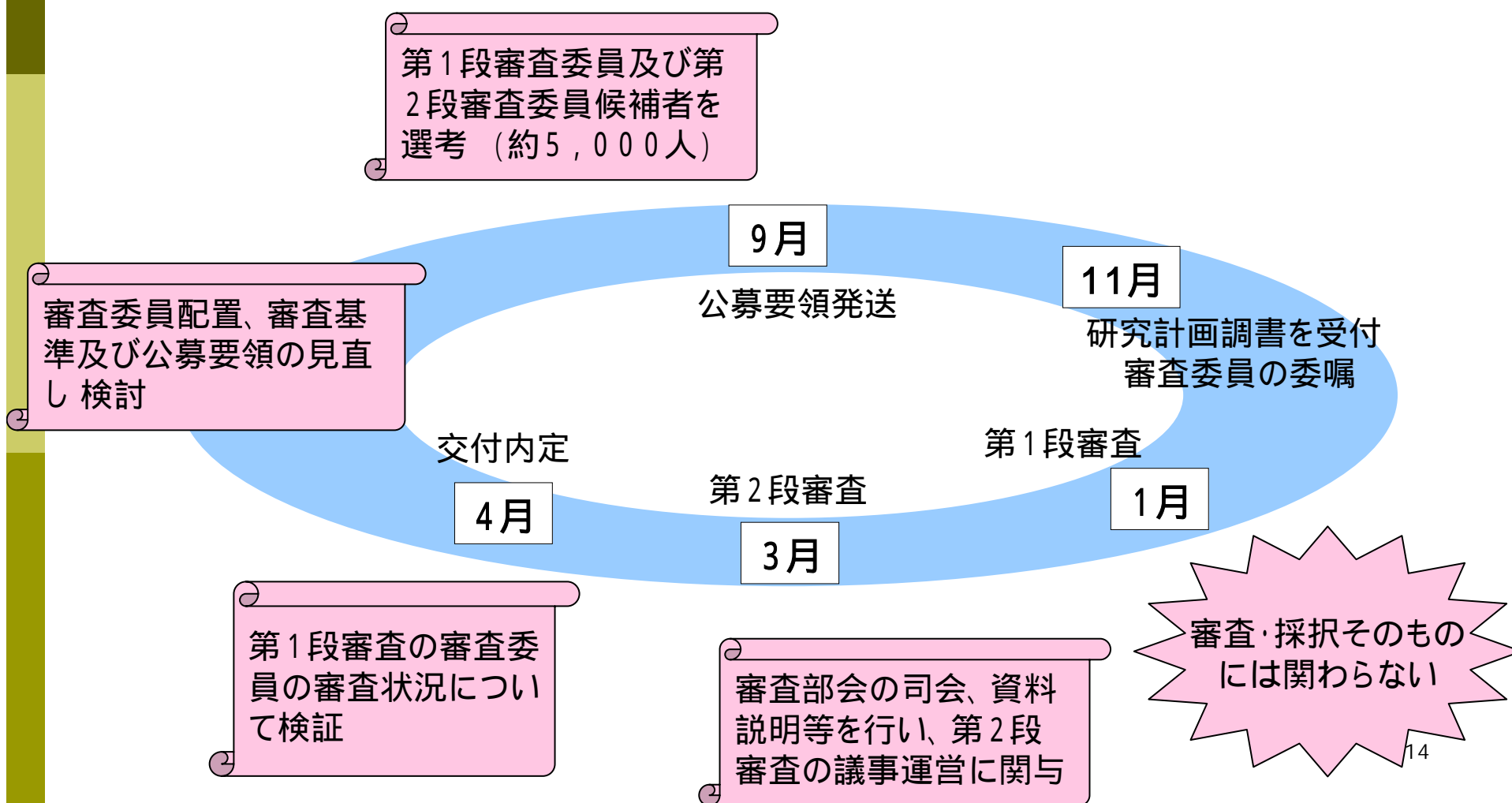


膨大な応募件数(新規約9万件)に対する適切な対応



学術システム研究センターの役割

～ 科研費の応募から交付内定まで

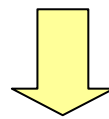


科学研究費補助金審査委員選考方法の見直し

従来：日本学術会議からの推薦により委員を委嘱

- ・「日本学術会議の在り方について」(平成15年2月26日総合科学技術会議意見)

研究助成機能については、現行の日本学術会議は担当していないが、第一線の現役研究者中心の集まりである日本学術会議が、機関として研究助成機能を担当することは今後も適当でない。これに関連して、現行の日本学術会議が行っている科学研究費補助金審査員の推薦については、見直す必要がある。



学術システム研究センターにおいて

審査委員データベースを構築

センター研究員の合議により主体的に選定

科学研究費審査委員データベースの構築

- ・第1段審査委員(書面審査)候補者の選考
(細目毎3名または6名:約4,100名)
- ・第2段審査委員(合議審査)候補者の選考
(分科毎2名~8名:約900人)

* 現在約4万件のデータを登録済み

データの充実

- ・科学研究費補助金の採択者《特別推進研究、基盤研究S,A,B(人文学・社会科学分野は基盤研究Cまで)、若手Aの研究代表者及び特定領域研究の領域代表者》を登録

→ 18年度は更に基盤研究C(全分野)の研究代表者を登録

- ・関係学協会からの情報提供

科学研究費補助金審査委員の選考の流れ

6月 主任研究員会議



- ・専門分野(分科・細目)ごとに審査委員選考を担当する専門調査班、研究員(複数名)を決定
- ・複数の担当研究員の合議により次年度の審査委員候補者案を作成

7～8月 専門調査班会議



- ・専門調査班全体で合議し審査委員候補者案を作成

9月 主任研究員会議



- ・センター全体として、合議し、審査委員候補者案を作成

9月 科学研究費補助金審査委員選考会



- ・日本学術振興会役員、センター所長、副所長及び主任研究員等で構成
(最終的な審査委員候補者を決定)

10月 審査委員として委嘱

電子申請システムの積極的導入

公募事業

- 科学研究費補助金事業
- 研究者養成事業
- 国際交流事業

段階的に電子化

平成18年度 追加運用開始

科学研究費補助金事業

- ・基盤研究(S・A・B)研究計画調書の電子化
- ・特定領域新規領域

研究者養成事業

- ・特別研究員(応募受付～書面審査)
- ・海外特別研究員(書面審査)

平成17年度

科学研究費補助金事業追加運用開始

- ・基盤研究・萌芽研究・若手研究(応募カード)

国際交流事業追加運用開始 (申請受付～書面審査)

- ・国際研究集会
- ・アジア学術セミナー
- ・特定国派遣研究者
- ・先端研究拠点事業
- ・国際学会等派遣事業
- ・アジア研究教育拠点事業
- ・アジア・アフリカ学術基盤形成事業

平成16年度

科学研究費補助金事業(一部)運用開始

- ・学術創成研究費(応募受付～書面審査)
- ・基盤研究・萌芽研究・若手研究(書面審査)
- ・特別推進研究(応募受付)

国際交流事業(一部)運用開始 (申請受付～書面審査)

平成15年度

国際交流事業(一部)の開発

- ・二国間交流事業共同研究・セミナー
- ・日仏交流促進(SAKURA)事業
- ・日米がん研究協力事業

科研費の審査の改善: 効率的かつ公正な審査 (平成16年度)

- 審査委員を増員し、審査委員1人当たりの担当課題数を抑制(200件以内)
- 審査結果をWebにより入力できるシステムを導入
- 第2段審査(合議審査)において、第1段審査(書面審査)委員の氏名を明記
- 第2段審査に、司会進行役として、学術システム研究センター研究員が参画

科研費の審査の改善：効率的かつ公正な審査 (平成17年度)

- 審査方針・評価基準の見直し
 - 利害関係者の排除に関する取り扱いを強化
 - 第一段審査の評価項目を細分化し、充実
 - 基盤研究・若手研究と萌芽研究の評価基準を別に設定
- 審査方針・評価基準を事前にホームページで公表

科研費の審査の改善: 効率的かつ公正な審査 (平成17年度)

利害関係者の排除に関する取り扱いの強化

- (1) 審査委員自身が、研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は審査に加わらないこととする。
- (2) 審査委員が、研究課題の研究代表者又は研究分担者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、審査に加わらないこととする。
 - 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - 緊密な共同研究を行う関係(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
 - 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - 研究課題の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争的關係

(「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査に関する規程」より抜粋)

科研費の審査の改善: 効率的かつ公正な審査 (平成17年度)

第一段審査の評定項目を細分化し、充実

2項目

- (1) 研究内容
- (2) 研究計画

5項目

- (1) 研究課題の学術的重要性・妥当性
- (2) 研究計画・方法の妥当性
- (3) 研究課題の独創性及び革新性
- (4) 研究課題の波及効果及び普遍性
- (5) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

(基盤研究・若手研究の場合)

科研費の審査の改善: 効率的かつ公正な審査 (平成17年度)

基盤研究・若手研究と萌芽研究の評価基準を別に設定

基盤研究・若手研究の場合

- (1) 研究課題の学術的重要性・妥当性
- (2) 研究計画・方法の妥当性
- (3) 研究課題の独創性及び革新性
- (4) 研究課題の波及効果及び普遍性
- (5) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

萌芽研究の場合

- (1) 研究課題の学術的重要性
- (2) **萌芽研究としての妥当性**
- (3) 研究計画・方法の妥当性
- (4) 研究課題の独創性及び革新性
- (5) 研究課題の波及効果及び普遍性

科研費の「系・分野・分科・細目表」の見直し

- 平成17年11月
平成20年度公募要領(平成19年9月公募)に適用する分科細目表の見直し(案)について、文部科学省より振興会に検討依頼。
- 平成18年5月
本センターでは、専門調査班において、キーワードを中心に見直しを行い、見直し(案)を文部科学省に提出。
- 今後の予定
文部科学省では、審議会(学術分科会)において、見直し(案)について審議し、平成19年1月に決定予定。

➤若手研究(スタートアップ)

平成18年度新規種目として新設

- ◆ 目的:
 - 若手研究者が自立して活躍できる機会の確保、
若手研究者の活動の活性化
 - 大学等の研究者の職に就いたばかりの者に、
スタートアップのため、研究費を支援
- ◆ 対象:
 - 平成17年4月以降、新たに科研費の応募資格を得た者
かつ、大学等において、勤務時間が1週間当たり30時間を
越える者として初めて採用された者
- ◆ 応募金額:年間150万円以下
- ◆ 研究期間:2年間

科研費の年度間繰越の活用促進

改正のポイント

外的な要因(地震、機器の故障など)が発生し、やむを得ず翌年度に研究を実施せざるを得ない場合に限定

改正

上記の外的な要因に限らず、予期し得なかった研究内容の進展・遅れにより、研究計画を変更する必要がある場合も可能

「科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」を改正し、平成18年4月1日付けで、各研究機関に通知しています。

平成19年度科研費(基盤研究等)の研究計画調書の主な見直し

- 「基盤研究」について、応募金額の大小を考慮し、調書の分量(頁数)を見直し。様式分離。
- 研究成果を社会・国民に発信する方法等の記載を求める。
- これまでに受けた研究費による成果等について、配分機関に行った中間・事後評価結果の記入を求める。

平成19年度科研費(基盤研究等)の 研究計画調書の主な見直し

- 研究者のエフォートが100%になるよう
応募中の研究費、
受入予定の研究費、
その他の活動に係る全て
のエフォートの記載を求める。



- これにより、科研費の不合理な重複、過度な集中を排除
するよう、適切な審査が可能となる。

科研費の適正な執行

(不正使用への対応:平成19年度公募要領に明示)

研究者に関すること

- 採択された研究代表者に対し、交付申請時に補助金を適正に使用し、不正な使用等を行わないことを確認すること。
- 補助事業の年度と異なる年度経費の支払いには使用できないこと。
- 交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により年度内に完了しない見込みとなった場合には、翌年度に繰越し手続きの上、使用できる。

従来より、「科研費ハンドブック(研究者用)」を配付し、研究者の「使用ルール」として、周知徹底(HPにも掲載)。

科研費の適正な執行

(不正使用への対応:平成19年度公募要領に明示)

研究機関に関すること

- 応募者が、補助金の不正使用に伴い、交付対象から除外されている者でないことを確認。
- 研究機関における検収体制の整備状況について、報告を義務化。
- 採択課題については、当該補助金の経理責任者を報告。

従来より、補助金が交付された場合には、大学等研究機関が、補助金の管理を行うこととしている。

➤ 今後の課題、更なる改革・改善に向けて

- ◆ 学術システム研究センター科研費ワーキンググループにおいて、改善方策を検討中
- ◆ 文部科学省からの更なる業務移管に対する実施体制の構築
今後、段階的に全ての配分審査業務が移管される見込み

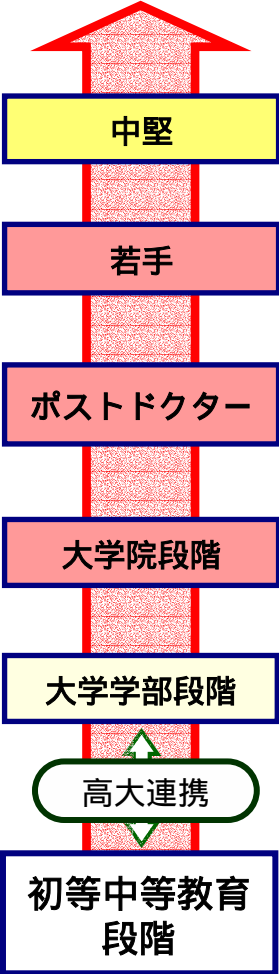
徹底的に効率化された事務経費

| | | | | | |
|-----------|-------------|--------|------------|-------|-------|
| 振興会:配分額 | 約1,270億円 | 所要事務経費 | 約19億円 | 事務費割合 | 約1.5% |
| N S F:配分額 | 約57億4,500ドル | 所要事務経費 | 約2億9,400ドル | 事務費割合 | 約5.1% |

日本学術振興会の研究者養成事業

～優れた研究者の養成・確保

世界トップレベル



日本学術振興会賞

人文学、社会科学及び自然科学の全分野を対象とした優れた若手研究者に対する顕彰
(授賞20名程度。受賞者に110万円を贈呈。)



海外特別研究員

若手研究者を海外の優れた研究機関等に長期間(2年間)派遣し、研究に専念させる制度

特別研究員事業

我が国の研究者養成の中核を担う制度
優秀な若手研究者を特別研究員として採用し、自由な環境で自立した研究が行えるよう研究奨励金及び科研費を支給

SPD: 研究奨励金535万円/年、科研費300万円以内/年
PD: 研究奨励金437万円/年、科研費150万円以内/年

RPD: 出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるよう平成18年度より創設
研究奨励金437万円/年、科研費150万円以内/年

DC: 研究奨励金240万円/年、科研費150万円以内/年

次代を担う人材の裾野の拡大

特別研究員事業の審査等の改善： (H16改善のポイント)

- 審査区分を4系別(人社、数物、化学、生物)から、8領域(人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学、生物学、農学、医歯薬学)に再編
研究分野に応じたきめ細やかな審査
- 審査会委員は第2段審査のみを担当 審査会委員の役割の明確化
- 学術システム研究センターにおいて専門委員の候補者を推薦
分野間のバランスの取れた専門委員の選考
- 50～100件の審査セットとなるよう複数の分科細目をまとめる
相対的に評価
- 1申請当たりの専門委員を3名から6名に倍増
多数の専門家による客観的な評価
- PD、DCそれぞれに申請書様式を作成 研究実績の違いを考慮した審査

特別研究員事業の審査等の改善 (H17改善のポイント)

- 豊富な候補者データベースから審査員の選考
より適切な審査員の選考
- 書面審査の基準・評価方法を改訂
特別研究員事業の趣旨に即した評価基準を設定
- DC1についても書面審査上位者について面接免除を導入
より効率的できめ細やかな面接選考を実施
- 面接終了後に合議審査を実施 精度の高い評価
- ・出産・育児により研究を中断した研究者を対象とした募集
・採用中断期間中に、奨励金を半額支給する復帰準備期間を設定
女性研究者が復帰できる機会を提供

(H18継続検討)

- 特別研究員申請時の年齢制限について

国際交流事業の審査の改善

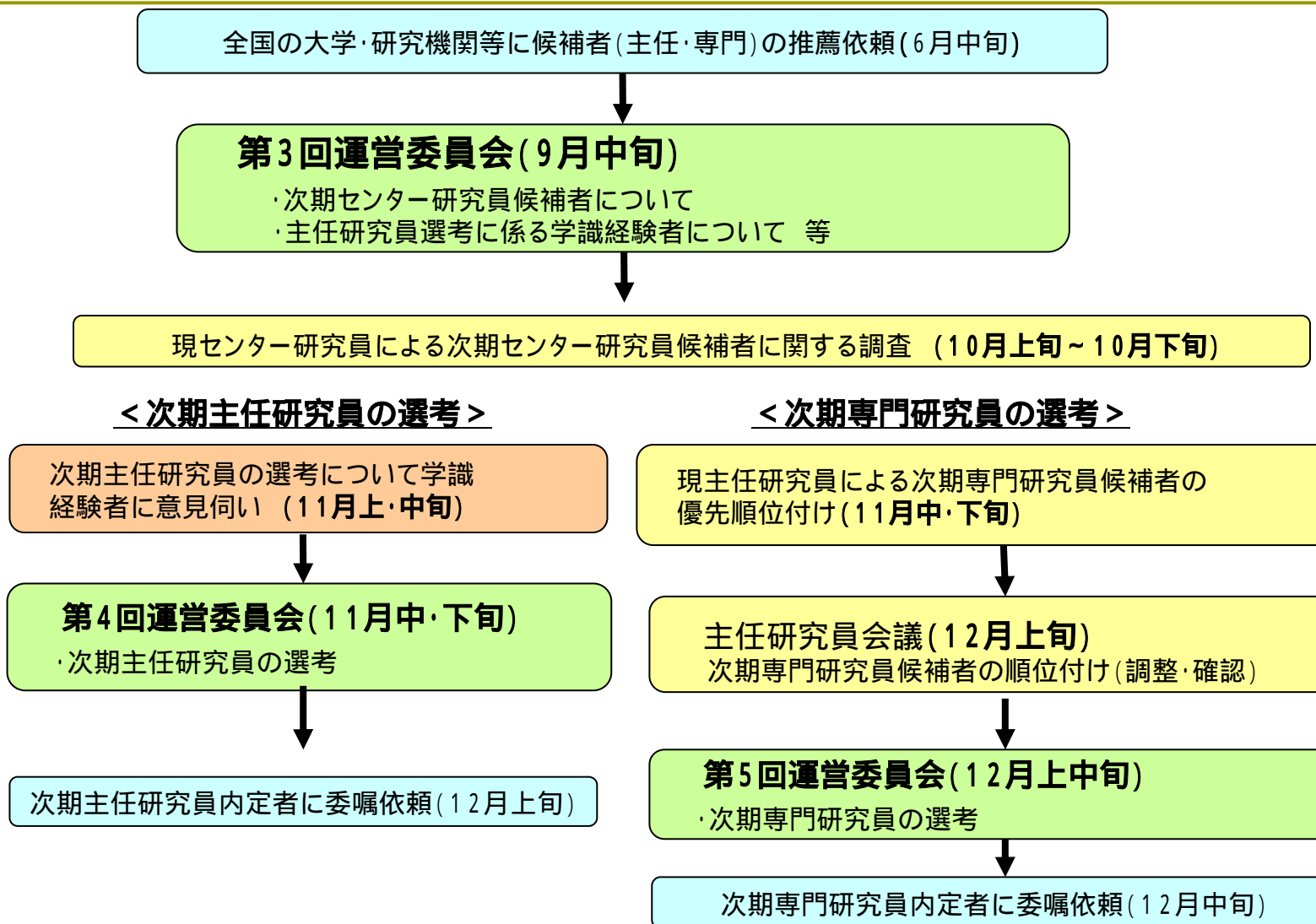
審査の改善

- ・審査区分を4系別(人社、数物、化学、生物)から、8領域(人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学、生物学、農学、医歯薬学)に再編。
- ・複数の分科細目をまとめ、審査セットを作成。
- ・学術システム研究センターにおいて事業の趣旨に応じた審査員候補者を推薦。
- ・審査基準の見直し。

国際事業委員会の設置

- ・学術的観点に加え、海外の学術動向や国際情勢を総合的に勘案した審査を実施。

学術システム研究センター研究員の選考手順



学術システム研究センター研究員の選考基準

□ 必要な資質・資格要件

- ・ 優れた研究能力を有し、専門分野を中心に幅広い識見を有する者。
- ・ 公正かつ適切な判断ができ、科研費の研究代表者としての経験のある者。

□ 選考における留意点

- ・ 前任者と同一の大学等研究機関及び全く同一分野の者を選任しない。
- ・ 国公立大学、大学等共同利用機関、研究所等所属機関のバランスに配慮する。
- ・ 地域バランス及び女性研究者に配慮する。

学術システム研究センターにて



学術システム研究センターにて(平成18年4月)